

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p><u>第 7 章 自立訓練（第15条・第16条）</u></p> <p><u>第 8 章 就労移行支援（第17条・第18条）</u></p> <p><u>第 9 章 就労継続支援（第19条・第20条）</u></p> <p><u>第10章 共同生活援助（第21条・第22条）</u></p> <p><u>第11章 多機能型の特例（第23条）</u></p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 指定障害福祉サービスのうち重度訪問介護は、<u>重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障害者</u>であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 6 章 略</p> <p><u>第 7 章 共同生活介護（第15条・第16条）</u></p> <p><u>第 8 章 自立訓練（第17条・第18条）</u></p> <p><u>第 9 章 就労移行支援（第19条・第20条）</u></p> <p><u>第10章 就労継続支援（第21条・第22条）</u></p> <p><u>第11章 共同生活援助（第23条・第24条）</u></p> <p><u>第12章 多機能型の特例（第25条）</u></p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第 5 条 略</p> <p>2 指定障害福祉サービスのうち重度訪問介護は、<u>重度の肢体不自由者であって常時介護を要する利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護、生活に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第 7 章 共同生活介護</u></p> <p>（基本方針）</p> <p><u>第15条 指定障害福祉サービスのうち共同生活介護は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ、食</u></p>

第7章 自立訓練

(基本方針)
第15条 略

(基準)
第16条 自立訓練に係る最低基準は、別表第6の中欄のとおりとする。
 2 自立訓練に係る指定基準は、別表第6の右欄のとおりとする。
 3 略

第8章 就労移行支援

(基本方針)
第17条 略

(基準)
第18条 就労移行支援に係る最低基準は、別表第7の中欄のとおりとする。
 2 就労移行支援に係る指定基準は、別表第7の右欄のとおりとする。
 3 略

第9章 就労継続支援

(基本方針)
第19条 略

(基準)
第20条 就労継続支援に係る最低基準は、別表第8の中欄のとおりとする。
 2 就労継続支援に係る指定基準は、別表第8の右欄のとおりとする。

事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)
第16条 共同生活介護に係る指定基準は、別表第6のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、共同生活介護に係る指定基準は、共同生活介護の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。

第8章 自立訓練

(基本方針)
第17条 略

(基準)
第18条 自立訓練に係る最低基準は、別表第7の中欄のとおりとする。
 2 自立訓練に係る指定基準は、別表第7の右欄のとおりとする。
 3 略

第9章 就労移行支援

(基本方針)
第19条 略

(基準)
第20条 就労移行支援に係る最低基準は、別表第8の中欄のとおりとする。
 2 就労移行支援に係る指定基準は、別表第8の右欄のとおりとする。
 3 略

第10章 就労継続支援

(基本方針)
第21条 略

(基準)
第22条 就労継続支援に係る最低基準は、別表第9の中欄のとおりとする。
 2 就労継続支援に係る指定基準は、別表第9の右欄のとおりとする。

3 略

第10章 共同生活援助

(基本方針)

第21条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第22条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第9のとおりとする。

2 略

第11章 多機能型の特例

第23条 略

3 略

第11章 共同生活援助

(基本方針)

第23条 指定障害福祉サービスのうち共同生活援助は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(基準)

第24条 共同生活援助に係る指定基準は、別表第10のとおりとする。

2 略

第12章 多機能型の特例

第25条 略

別表第6 (第16条関係)

区分	指定基準
従業員の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 管理者 (2) 世話人 (3) 生活支援員 (4) サービス管理責任者 2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。
設備	1 定員は、4人以上とすること。 2 共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあつては、居室の数を20室以下とすることができる。 (1) 2室以上10室以下の居室 (2) 居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる

	<p>設備</p> <p>(3) 食堂</p> <p>(4) 便所</p> <p>(5) 浴室</p> <p>(6) その他日常生活を営む上で必要な設備</p> <p>3 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</p> <p>(2) 面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</p> <p>4 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</p>
<p>サービスの開始</p>	<p>1 正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</p> <p>2 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 従業者の職種、人数及び職務の内容</p> <p>(3) 入居定員</p> <p>(4) サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>(5) 入居に当たっての留意事項</p> <p>(6) 緊急時等における対応方法</p> <p>(7) 非常災害対策</p> <p>(8) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</p> <p>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>(10) 従業者の勤務体制</p> <p>(11) その他サービスの選択に資すると認められる重要事項</p>
<p>個別支援計画</p>	<p>別表第2個別支援計画の項の中欄</p>

	に掲げる基準を満たすこと。
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</p> <p>2 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>3 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</p> <p>4 感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しないように衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>5 サービスの開始の項第2号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>6 利用者から食材料費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</p> <p>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</p> <p>8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="798 183 957 425">記録の作成及び保存</td> <td data-bbox="957 183 1396 425">従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="798 425 957 548">事故等への対応</td> <td data-bbox="957 425 1396 548">別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</td> </tr> </table>	記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。				
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。								
事故等への対応	別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。								
別表第6 (第16条関係) 略	別表第7 (第18条関係) 略								
別表第7 (第18条関係) 略	別表第8 (第20条関係) 略								
別表第8 (第20条関係) 略	別表第9 (第22条関係) 略								
別表第9 (第22条関係)	別表第10 (第24条関係)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="193 840 375 884">区分</th> <th data-bbox="375 840 798 884">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 884 375 1668">従業者の配置</td> <td data-bbox="375 884 798 1668"> <p>1 <u>次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所（以下「外部サービス利用型事業所」という。）にあっては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>生活支援員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定基準	従業者の配置	<p>1 <u>次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所（以下「外部サービス利用型事業所」という。）にあっては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>生活支援員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="798 840 957 884">区分</th> <th data-bbox="957 840 1396 884">指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="798 884 957 1668">従業者の配置</td> <td data-bbox="957 884 1396 1668"> <p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 管理者は、<u>事業所ごとに専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	指定基準	従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 管理者は、<u>事業所ごとに専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p>
区分	指定基準								
従業者の配置	<p>1 <u>次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。ただし、個別支援計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を居宅介護を行う指定障害福祉サービス事業者に委託する事業所（以下「外部サービス利用型事業所」という。）にあっては、(3)に掲げる従業者を置かないことができる。</u></p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>生活支援員</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</p>								
区分	指定基準								
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を置くこと。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 管理者は、<u>事業所ごとに専らその職務に従事することができる常勤の者とする。ただし、利用者の支援に支障がない場合として規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u></p>								
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="193 1668 375 2033">設備</td> <td data-bbox="375 1668 798 2033"> <p>1 <u>定員は、4人以上とすること。</u></p> <p>2 <u>共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあつては、居室の数を20室以下とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>2室以上10室以下の居室</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	<p>1 <u>定員は、4人以上とすること。</u></p> <p>2 <u>共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあつては、居室の数を20室以下とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>2室以上10室以下の居室</u></p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="798 1668 957 2033">設備</td> <td data-bbox="957 1668 1396 2033"> <p><u>別表第6設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	設備	<p><u>別表第6設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>				
設備	<p>1 <u>定員は、4人以上とすること。</u></p> <p>2 <u>共同生活住居として、次の設備を設けること。ただし、利用者の支援に支障がない場合にあつては、居室の数を20室以下とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>2室以上10室以下の居室</u></p>								
設備	<p><u>別表第6設備の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>								

	<p>(2) <u>居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備</u></p> <p>(3) <u>食堂</u></p> <p>(4) <u>便所</u></p> <p>(5) <u>浴室</u></p> <p>(6) <u>その他日常生活を営む上で必要な設備</u></p> <p>3 <u>居室は、次のとおりとすること。</u></p> <p>(1) <u>一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>4 <u>共同生活住居とは別の場所に設置され、当該共同生活住居と密接な連携を確保しつつ運営される住居については、次のとおりとすること。</u></p> <p>(1) <u>入居定員は、1人とすること。</u></p> <p>(2) <u>日常生活を営む上で必要な設備を設けること。</u></p> <p>(3) <u>面積は、収納設備を除き、7.43平方メートル以上とすること。</u></p> <p>5 <u>非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。</u></p>	
<p>サービスの開始</p>	<p>1 <u>正当な理由がなく、サービスの提供を拒まないこと。</u></p> <p>2 <u>サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u></p>	<p>サービスの開始 <u>別表第6サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p>(3) <u>入居定員</u></p> <p>(4) <u>サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(5) <u>外部サービス利用型事業所</u>にあつては、<u>委託する指定障害福祉サービス事業者及びその事業所の名称及び所在地並びに委託するサービスの内容</u></p> <p>(6) <u>入居に当たつての留意事項</u></p> <p>(7) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(8) <u>非常災害対策</u></p> <p>(9) <u>事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合は、当該障がいの種類</u></p> <p>(10) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(11) <u>従業者の勤務体制</u></p> <p>(12) <u>その他サービスの選択に資すると認められる重要事項</u></p>		
略		略	
サービスの提供	<p>1 <u>サービスを提供したときは、サービスの提供の都度、提供日、内容その他必要な事項を記録し、利用者の確認を受けること。</u></p> <p>2 <u>利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第15条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに身体的拘束等が必要な理由その他必要な事項を記録すること。</u></p> <p>4 <u>感染症その他の規則で定める健康被害が発生し、又はまん延しな</u></p>	サービスの提供	<p><u>別表第6サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p><u>いように衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</u></p> <p><u>5 サービスの開始の項第2号(1)から(10)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</u></p> <p><u>6 利用者から食材料費その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</u></p> <p><u>7 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう利用者及びその家族並びに従業者に周知し、定期的に訓練すること。</u></p> <p><u>8 利用者の支援について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者及びその家族に周知すること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</u></p>	
<p>記録の作成及び保存</p>	<p><u>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの個別支援計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</u></p>	<p>記録の作成及び保存</p> <p><u>別表第6記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
<p>略</p>		<p>略</p>

附 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。

鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第16号

鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県児童福祉施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第79号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 乳児 <u>4人</u>以上が入所する保育所に対する別表第4職員配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなすことができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p style="text-align: center;">（経過措置）</p> <p>2 乳児 <u>6人</u>以上が入所する保育所については、当該保育所に勤務する保健師又は看護師のうち1人を保育士とみなして別表第4職員の配置の項第2号の規定を適用する。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。